

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する

市長メッセージ

令和3年4月12日

去る4月9日に、沖縄県は、政府対策本部長からまん延防止等重点措置の適用対象として指定され、その期間は、4月12日から5月5日までと定められました

沖縄県は、県内の感染警戒レベルを4段階に引き上げるとともに、まん延防止の重点措置を早急に取り組む必要があるとの判断から、豊見城市を含む9つの市をまん延防止等重点措置を実施する区域として指定しました。

これまでの市内の感染状況は、3月下旬から明らかに拡大しており、4月以降の感染者の発生状況は今年1月頃の第3波を上回る勢いです。

市民の皆さんに於かれましては、これまで同様、マスクの着用、手指の消毒、小まめな手洗い、「新しい生活様式」の実践に努めていただくとともに、人ごみを避け、不要不急の外出についても自粛をお願いします。また、県外や離島への不要不急な往来についても、自粛をお願いいたします。

また、市内観光事業者におかれましても、同様に来訪者に対しマスクの着用や手洗い、手指の消毒、3密回避などの「新しい生活様式」及び「新しい旅のエチケット」を実践していただくよう、対応をお願いします。

なお、まん延防止等重点措置期間中はシーミーの時期でもあります。大切な年中行事ですが、家族単位で行うなど、少人数、かつ短時間での実施となるようお願いいたします。

また、イベント等の開催についても、感染対策に留意し、人数制限やRICCA 等を用いた参加者の把握など、ガイドラインを遵守して開催してください。

さらに、沖縄県は県全域の飲食店等を対象に、4月12日から5月5日まで、24日間を期間とする営業時間の短縮を要請しています。

まん延等防止等重点措置地域において、正当な理由なくご協力いただけない店舗には、命令や過料等の対象となることもありますのでご注意をお願いします。

長期にわたるコロナ禍で、県民生活や経済には大きな影響が及んでいます。市民の皆様のご協力により、市内の医療提供体制のひっ迫を避け、来月から開始されるワクチン接種への影響を最小限に抑え、安定した日常生活や経済活動を取り戻すためにも、市民一人一人が気持ちを一つにして、集中的に感染対策に取り組み、流行を抑え込むことが絶対に必要です。

改めて、まん延防止等重点対策について、市民の皆様へご協力をよろしくお願ひします。

豊見城市長

山川 仁